

社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会

携帯電話使用要綱

社会福祉法人
宮古島市社会福祉協議会

宮古島市社会福祉協議会携帯電話使用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に勤務する職員、非常勤職員、介護職員（以下「職員等」という。）が業務に本会の所有する携帯電話（以下「携帯電話」という。）の取り扱い及び、職員等が所有する携帯電話（以下「私有携帯電話」という。）を常時業務に使用する場合の取扱いについて定めるものであり、効率的な使用と事故防止を図ることを目的とする。

第1章 本会所有携帯電話

(管理者)

第2条 携帯電話は使用する課長が管理し、その使用・管理に関する事項、その他の事項について掌握する。

(携帯電話の貸与対象者)

第3条 本会所有の携帯電話を次の各号の一に該当するものに貸与できるものとする。

- (1) 事務局長
- (2) 課長
- (3) 係長
- (4) 各部署管理責任者
- (5) その他必要と認められるもの

2 前項第4号のその他必要と認められるものについては、課長会議で協議し必要と認められ、かつ本会会長の許可を得た職員等とする。

(使用届出)

第4条 前条に該当する職員等が携帯電話を使用する必要があるときは、所定の様式(様式第1号)により、携帯電話使用の届出をすること。

(使用者の義務)

第5条 携帯電話を使用するものは次の事項を誠実に遵守する義務を負う。

- (1) 携帯電話は紛失、破損しないよう慎重かつ丁寧に取扱い、責任をもって管理すること。
- (2) 携帯電話を紛失、または破損した場合は、直ちに所定の様式(様式第1号)により上長に報告し、指示を受けること。
- (3) 自動車運転中の使用は社用・私有問わず難くこれを禁ずる。やむを得ない緊急の事由がある時は、一旦停車し、安全な場所である事を確認し使用すること。
- (4) 電車、バス等公共の場所においては、状況に配慮して使用すること。また、病院、航空機内等での携帯電話の使用は業務・私有問わずこれを禁止する。
- (5) 携帯電話は私用にこれを使用しないこと。ただし、緊急若しくはやむを得ない事由ある時はこの限りではないが、事後、上長に報告すること。
- (6) 携帯電話を無断で他人に貸与しないこと。

(使用状況調査)

第6条 本会は、定期的に携帯電話ごとの使用状況及び通話記録を、加入電話会社に照会する。

(会社の求償権)

第7条 前条において明らかに私用電話であると本会が認めた場合は、当該私用通話料金部分を使用者から徴収する。

(使用禁止)

第8条 この規則及び第5条の規定に著しく違反し、携帯電話の私用乱用が明らかである場合、その他本会が必要と認めた場合には、本会は無期または一定期間、携帯電話の使用を禁止する。

(返還)

第9条 職員等が次の各号の一に該当するに至ったときは、携帯電話を返還しなければならない。

- (1) 配置転換等により、本人又は本会が業務上の必要性がなくなると認めた場合。
- (2) 第5条に著しく違反した場合で第8条の処分後も改善が見られない場合
- (3) 私傷病により休職するとき
- (4) 本人の都合により退職を届け出て本会の承認があったとき
- (5) 期間を定めて雇用した者の雇用期間が満了するとき
- (6) 死亡したとき

2 返還の際は所定の様式(様式第1号)に必要な事項を記載し上長に届出ることとする。

(損害賠償)

第10条 本会は職員等が、故意または過失により携帯電話機を紛失または破損した場合、必要な報告を怠り本会に損害を与えた場合にはその損害額について損害を賠償させることができる。

第2章 私有携帯電話の業務利用

(手数料の支給、使用登録及び手続)

第11条 本会は私有携帯電話を断続的に業務に使用する場合、職員等に対し手数料を支給することができる。

2 私有携帯電話を継続的に業務に使用する場合には、所定の様式(様式第1号)により携帯電話使用の届出をすること。

3 支給の決定については月額2,000円を上限とし課長会議で協議し、かつ本会会長の許可を得た上で支給する。

4 支給は月々の賃金に携帯電話使用手当として加算するものとする。

(登録期間)

第12条 登録の有効期間は原則として1年間とする。ただし、変更の無い場合は自動継続とする。

(手数料支給対象者)

第13条 手数料を支給する職員は第3条に規定する者とする。

(手数料の請求)

第14条 支給対象者は、当該月分の手数料を所定の様式(様式第2号)により、翌月3日までに上長へ届け出るものとする。

(携帯電話の使用状況調査)

第15条 本会は、手数料の支給を受けている職員等へ当該携帯電話の通話記録等を提出させることができる。

第16条 本会は、手数料の支給を受けている職員等が使用する当該携帯電話会社へ通話記録を請求することができる、但しこの場合は事前に同意書(様式第3号)を得ている職員等に限る。

(支給対象者の義務)

第17条 手数料の支給を受けている職員等は次の事項を誠実に遵守する義務を負う。

- (1) 自動車運転中の使用は社有・私有問わず難くこれを禁ずる。やむを得ない緊急の事由がある時は、一旦停車し、安全な場所である事を確認し使用すること。
- (2) 電車、バス等公共の場所においては、状況に配慮して使用すること。また、病院、航空機内等での携帯電話の使用は社有・私有問わずこれを禁止する。
- (3) 当該携帯電話の番号等を所定の様式(様式第1号)にて上長へ報告すること。
- (4) 当該携帯電話の番号に変更のあった場合又は、電話番号等に変更のあった場合は、7日以内に上長へ所定の様式(様式第1号)にて報告すること。

(支給の停止)

第18条 前条の各号の規定に違反した場合、本会は手数料の支給を無期または一定期間停止することができる。

2 停止する期間は支所長会議で定め、本会会長に報告する。

(退職後の手数料の支給)

第19条 職員等が本会を退職した場合、退職時までの手数料を支給できるものとする。

2 月の16日以降末日の期間まで勤務し退職した場合は1月分する。

3 月の15日までに退職又は異動のあった場合は支給しない。

4 退職後に手数料の支給を受けようとするものは、退職の翌月3日までに所定の様式(様式第2号)にて届け出るものとする。

5 退職の翌月3日までに届け出の無かったものについては、支給しないものとする。

6 手数料の支給を受けている職員等が死亡した場合は上長が代理で届出、遺族へ支給するものとする。

第3章 懲戒

(懲戒)

第20条 前各条の規定に違反した場合、就業規則等の定めに基づき懲戒をすることがある。

第4章 その他

(その他)

第21条 本要綱に定めのない事項、その他携帯電話の取扱いに関して問題が生じた場合は、課長会議でこれを協議し、会長が決定し通知する。

第5章 要綱の変更

(要綱の変更)

第22条 この要綱を、改廃しようとするときは、会長の承認を得なければならない。

附則

この要綱は平成19年1月1日から実施する。

附則

この要綱は平成31年4月1日から実施する。

第2条、第3条、第4条、第11条第2項、第13条の改正、第11条第3項、第4項の挿入、第13条第1号、第2号、第3号、第4号の削除、第14条の削除、第15条、第20条、第22条、第23条の改正及び条の繰上げ、第16条～19条、第21条の条の繰上げ、附則の挿入

様式第1号(第4条、第5条、第9条、第11条、第18条関係)

決 済	会長	副会長	事務局長	企画総務課長	所属課長
携 帯 電 話 申 請 書					
申 請 日	年 月 日		申請事項発生日	年 月 日	
申 請 内 容		使用申請(第4条)・紛失破損(第5条)・返還(第9条) 私有携帯電話登録(第11条)・変更(第18条)			
申 請 者	課 名				
	部 署				
	職 名				
	氏 名	印			
電 話 番 号					
申 請 内 容					

携 帯 電 話 使 用 手 数 料 請 求 書

社 会 福 祉 法 人

宮 古 島 市 社 会 福 祉 協 議 会

会 長

殿

請 求 額	円
-------	---

社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会「携帯電話要綱」第17
但し、 条、第20条の規定に基づく、携帯電話の使用手数料として。

請 求 年 月 日	年 月 日
-----------	-----------------

請求者	課 名	
	所 属	
	職 名	
	氏 名	印
	使 用 携 帯 電 話 番 号	— —

請 求 対 象 月	年 月 分
-----------	---

支 出 サ ー ビ ス 区 分	
-----------------	--

支 出 項 目	
---------	--

所 属 課 長 記 入 欄	課 長 受 付 日	年 月 日
	課 名	
	課 長 名	印
	支 出 サ ー ビ ス 区 分	
	支 出 項 目	

同意書

社会福祉法人

宮古島市社会福祉協議会

会長

殿

社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会携帯電話要綱の規程に基づき、社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会が当該携帯電話の通話記録等を携帯電話会社へ照合することに同意します。

年 月 日

所属課名		
所属部署名		
職名		
氏名	印	
住所	〒906－ 宮古島市	
携帯電話番号		
携帯電話契約者名		
携帯電話契約者住所		
同意期間	自	年 月 日
	至	年 月 日
条件等	
	
	